

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部改正について
----	---------------------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課： 教育委員会事務局教育調整課管理係)

1 改正内容・理由

(1) 第9条（業務の委託に伴う手続）

- ① 個人情報の収集を伴う業務を委託する場合には、適正収集、本人収集及び利用目的の明示、収集禁止事項についても、受託業務者に責務を課す必要があるため、契約書に明記すべき事項を定める規則にこれらの項目を追加することとした。（改正後第2号～第4号）
- ② 目的外利用の禁止及び外部提供の禁止は、区から提供された個人情報だけでなく、受託業務者が収集した個人情報についても適用されるべきであるため、「提供に係る個人情報」の「提供に係る」の部分を削ることとした。（改正後第5号）
- ③ 現在も契約書等において、事故発生時だけでなく、個人情報の取扱いに関して契約書に明記した事項に違反したときにも区への報告を求めていることから、「事故発生時等」に改めることとした。（改正後第11号）

(2) 第10条（指定管理者による管理に伴う手続）

- ① 委託に関する規則の規定に合わせて、また、現在も協定書等において秘密の保持を課していることから、秘密の保持の規定を追加することとした。（改正後第2号）
- ② 委託に関する規則の改正に合わせて、適正収集、本人収集及び本人への利用目的の明示、収集禁止事項を追加することとした。（改正後第3号～第5号）
- ③ 目的外利用の禁止は、指定管理者についても適用されるべきであり、また、現在も協定書等において目的外利用の禁止を課していることから、目的外利用の禁止の規定を追加することとした。（改正後第7号）
- ④ 委託に関する規則の規定に合わせて、また、現在も協定書等において「施錠できる保管庫に保管する等」の管理方法の指定について定めていることから、管理方法の指定の規定を追加することとした。（改正後第10号）

2 新旧対照表

別紙新旧対照表のとおり

3 施行日

平成 25 年 1 月 1 日

4 適用

規則の施行の日以後に締結する契約等から適用する。施行日前に締結した契約等については、平成 25 年 3 月 31 日までの間に限り、なお従前の例による。

教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（業務の委託に伴う手続）</p> <p>第9条 個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、契約書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類に、次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、委託する業務の内容又は性質により当該事項を明記することが困難である場合であつて、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 個人情報の秘密の保持に関すること。</p> <p><u>(2) 個人情報の公正かつ適正な手段による収集に関すること。</u></p> <p><u>(3) 個人情報の本人からの収集及び本人に対する利用目的の明示に関すること。</u></p> <p><u>(4) 個人情報の収集を禁止する事項に関すること。</u></p> <p><u>(5) 個人情報の利用の目的以外の目的のための利用及び第三者への提供の禁止に関すること。</u></p> <p><u>(6) 再委託の禁止に関すること。</u></p> <p><u>(7) 個人情報の複写及び複製の禁止に関すること。</u></p> <p><u>(8) 業務終了後における提供資料の返還義務に関すること。</u></p> <p><u>(9) 個人情報の管理方法の指定に関すること。</u></p> <p><u>(10) 個人情報の管理状況について、必要に応じて職員が立入調査を行うことができること。</u></p> <p><u>(11) 事故発生時等における教育委員会への報告に関すること。</u></p> <p><u>(12) 前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合における受託業務者名の公表の措置及び損害賠償の義務に関すること。</u></p> <p><u>(13) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が個人情報を保護するため必要と認める事項</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>（指定管理者による管理に伴う手続）</p> <p>第10条 区の公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、協定書、確認書、覚書その</p>	<p>（業務の委託に伴う手続）</p> <p>第9条 個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、契約書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類に、次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、委託する業務の内容又は性質により当該事項を明記することが困難である場合であつて、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 個人情報の秘密の保持に関すること。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 提供に係る個人情報の利用の目的以外の目的のための利用及び第三者への提供の禁止に関すること。</u></p> <p><u>(3) 再委託の禁止に関すること。</u></p> <p><u>(4) 個人情報の複写及び複製の禁止に関すること。</u></p> <p><u>(5) 業務終了後における提供資料の返還義務に関すること。</u></p> <p><u>(6) 個人情報の管理方法の指定に関すること。</u></p> <p><u>(7) 個人情報の管理状況について、必要に応じて職員が立入調査を行うことができること。</u></p> <p><u>(8) 事故発生時における教育委員会への報告に関すること。</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合における受託業務者名の公表の措置及び損害賠償の義務に関すること。</u></p> <p><u>(10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が個人情報を保護するため必要と認める事項</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>（指定管理者による管理に伴う手続）</p> <p>第10条 区の公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、協定書、確認書、覚書その</p>

他これらに類する書類に、次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、指定管理者が行う業務の内容又は性質により当該事項を明記することが困難である場合であって、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 条例の趣旨に沿った個人情報の保護及び開示の請求等に係る規程等の整備に関すること。
- (2) 個人情報の秘密の保持に関すること。
- (3) 個人情報の公正かつ適正な手段による収集に関すること。
- (4) 個人情報の本人からの収集及び本人に対する利用目的の明示に関すること。
- (5) 個人情報の収集を禁止する事項に関すること。
- (6) 個人情報を取り扱う業務に係る委託の禁止に関すること。
- (7) 個人情報の利用の目的以外の目的のための利用及び第三者への提供の禁止に関すること。
- (8) 個人情報の取扱いに関する苦情処理に関すること。
- (9) 指定管理者の指定の終了後における個人情報の引渡し義務に関すること。
- (10) 個人情報の管理方法の指定に関すること。
- (11) 個人情報の管理状況について、必要に応じて職員が立入調査を行うことができること。
- (12) 事故発生時等における教育委員会への報告に関すること。
- (13) 前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合における指定管理者名の公表の措置及び損害賠償の義務に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が個人情報を保護するため必要と認める事項

2及び3 略

他これらに類する書類に、次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、指定管理者が行う業務の内容又は性質により当該事項を明記することが困難である場合であって、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 条例の趣旨に沿った個人情報の保護及び開示の請求等に係る規程等の整備に関すること。
- (追加)
- (追加)
- (追加)
- (追加)
- (2) 個人情報を取り扱う業務に係る委託の禁止に関すること。
- (3) 個人情報の第三者への提供の禁止に関すること。
- (4) 個人情報の取扱いに関する苦情処理に関すること。
- (5) 指定管理者の指定の終了後における個人情報の引渡し義務に関すること。
- (追加)
- (6) 個人情報の管理状況について、必要に応じて職員が立入調査を行うことができること。
- (7) 事故発生時における教育委員会への報告に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合における指定管理者名の公表の措置及び損害賠償の義務に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が個人情報を保護するため必要と認める事項

2及び3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則（以下「改正後の規則」と

いう。)第9条第1項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する個人情報を取り扱う業務の委託に関する契約に係る契約書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類(以下「契約書等」という。)について適用し、施行日前に締結した個人情報を取り扱う業務の委託に関する契約に係る契約書等については、平成25年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則第10条第1項の規定は、施行日以後に行う指定管理者の指定に係る協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類(以下「協定書等」という。)について適用し、施行日前に行った指定管理者の指定に係る協定書等については、平成25年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。